

倫 理 綱 領

平成23年4月20日 制定

平成29年10月10日 改定

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

当協会会員社は、良質なマンションストックを維持するため、日々研鑽し、技術及び品質の向上、人材の育成に努めなければならない。

また、マンション計画修繕工事を行う専門工事業者として、発注者である管理組合の信頼を得るためには、各種法令を遵守することはもとより、社会的に良識ある行動が求められている。

そこで、本会事業の遂行及び会員社の誠実かつ公正な業務の遂行に資するため、以下に掲げる倫理綱領を制定し、その実践を通して広く社会の信頼に応えるものである。

- 1 会員は、業務の遂行にあたって、本綱領を尊重するとともに、法律を遵守する。
- 2 会員は信義・誠実の倫理と専門性の高い知識・技能を持ってマンションの計画修繕工事の施工にあたり、マンション管理組合等との信頼確保に努めるものとする。
- 3 会員は、マンション管理組合が不利益や損害を受ける行為を行ってはならない。
- 4 会員は、施工技術及び品質を確保するため、その従業員に対し、法令及び綱領の趣旨を徹底すると共に、専門職業人として十分な徳性と能力を持つ人材の育成に努めるものとする。
- 5 会員は、協会活動の公益性に鑑み、協会が行う調査及び研究等に協力するものとする。
- 6 会員は、業務上知り得た依頼者に関する個人情報を外部に漏らしてはならない。
- 7 会員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは関係を持たないものとする。
- 8 会員は、本綱領の趣旨を逸脱し、本会及びほかの会員の名誉又は信用を毀損する行為又は毀損する恐れがある行為を行ってはならないものとする。その従業員もまた同様とする。
- 9 会員は、地球や地域の環境問題と建築の関わりを認識し、業務に取り組むものとする。
- 10 会員は、受注獲得の目的をもって不当な行為や誇大な広告を行ってはならない。
- 11 発注者からの施工に関する不具合等の申し出があった場合の対応は、迅速に行い、誠心誠意対応する事とする。

倫 理 綱 領 細 則

平成23年4月20日 制 定
平成26年6月 4日 一部改定
平成26年9月 9日 一部改定
平成29年10月10日 一部改定

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

理事会は、定款第38条に規定に基づき、倫理綱領細則を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この細則は、定款第12条又は倫理綱領に抵触した会員に対して行う処分について、必要な事項を定め、もって倫理の保持、高揚に資することを目的とする。

(綱紀委員会)

第2条 次の各号に定める業務を行うため、綱紀委員会（以下「委員会」と称する）を設置する。

- (1) 倫理綱領等の遵守に関する調査
 - (2) 会員が倫理綱領に抵触する場合の調査
 - (3) 前1号に関して必要があると認められる場合の事情聴取
 - (4) 本細則第4条に定める処分の審査
 - (5) 前各号に定めるものの他必要な業務
- 2 委員会委員は理事・監事をもって構成する。
 - 3 委員長には、会長が就任する。
 - 4 委員長及び委員会が倫理綱領等における調査対象となる場合は、その案件に関し、本綱紀委員会から除外する。
 - 5 委員及び委員長の任期は、本会定款第22条に定める規定に準ずる。

(調査等)

第3条 委員長は、会員から他の会員（以下「当該会員」という）の倫理綱領等に抵触する行為、若しくは公序良俗に反する行為、その他これに類する行為に関して調査の申し出であった場合、事情を聴取し、必要に応じて委員会を開催する。

- 2 委員長は、次のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し、原則として書面による報告の提出を求めることができる。
 - ① 前項による調査を実施する場合
 - ② 前条第1項第2号から4号に定める調査を実施する場合
 - ③ 倫理綱領等の趣旨に照らして特に必要があると認められる場合
- 3 委員長は、前条第1項第3号に定める事情聴取を行う場合は、当該会員に対し、事情聴取のための出席を求めることができる。
- 4 委員長は当該会員に対し、書面による弁明の機会を与えなければならない。但し委員長が適当と認める場合に限り、口頭による弁明に代えることができる。

(倫理綱領に抵触する行為)

第4条 倫理綱領第3の管理組合が不利益や損害を受ける行為及び第10の受注獲得の目的をもって行つてはならない不当な行為とは、以下に掲げるものに準ずる。

(1) 法令に違反する行為

- ① 建設業法に違反する行為
- ② 独占禁止法に抵触する恐れのある行為
- ③ 詐欺罪に抵触する恐れのある行為
- ④ 法人税法に抵触する恐れのある行為

(2) 企業倫理に反する行為

- ① 社会通念上認められない行為
- ② 管理会社、設計コンサルタント、マンション管理士、管理組合等との不適切な取引

(処分等)

第5条 当該会員に対する処分は次のとおりとする。

- (1) 指 示
- (2) 嚴重注意
- (3) 退会勧告
- (4) 除 名

2 会長は、調査を行った結果、前項3号及び4号の処分に該当しない場合においては、当該会員に対し、口頭または書面で、法令及び綱領等の遵守に関する指導を行うことができる。

(議決)

第6条 会長は、定款第12条、又は倫理規定に抵触すると認めた場合には、役員会において当該会員の処分内容について議決をしなければならない。その結果除名処分に該当するとした場合は即時仮執行できる。

- 2 会長は、当該会員に理事会において書面または口頭による弁明の機会を与える。
- 3 会長は、当該会員の除名にかかる議案については総会に上程しなければならない。

(通知)

第7条 会長は、理事会または総会において当該会員の処分が決議されたときは、遅滞なく書面で当該会員に対し、通知しなければならない。

(報告)

第8条 前条の通知（第4条第3及び第4号の通知を除く）を受けた当該会員は、指摘された事項の改善策とその実施状況を、遅滞なく書面で会長に報告しなければならない。

(再審査)

第9条 当該会員への改善勧告等についての改善策を約したにも拘らず、それが履行されない時は除名対象として再度審査するものとする。

(細目)

第10条 この細則の実施に関する細目は、理事会において別に定めることができる。

附 則

第1条 この細則は、平成29年11月1日から施行する。